

平成24年9月18日  
長崎県公安委員会規程第5号  
最終改正 令和6年3月19日

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）に基づく行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政処分の公表)

第2条 長崎県公安委員会は、次条に規定する公表対象処分を行った場合は、これを公表するものとする。

(公表の対象とする行政処分)

第3条 公表の対象とする行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次のとおりとする。ただし、指示については、当該処分を受けた者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内に公表対象処分（指示を除く。）を受けた場合に限る。

(1) 警備業法に基づく次に掲げる行政処分

- ア 第8条の規定による認定の取消し
- イ 第48条の規定による指示
- ウ 第49条第1項の規定による営業停止命令
- エ 第49条第2項の規定による営業廃止命令

(2) 探偵業法に基づく次に掲げる行政処分

- ア 第14条の規定による指示
- イ 第15条第1項の規定による営業停止命令
- ウ 第15条第2項の規定による営業廃止命令

(公表の内容)

第4条 公表の内容は、公表対象処分を受けた者に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 警備業法第5条に規定する認定の番号又は探偵業法第4条第1項の届出書の受理番号
- (2) 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- (3) 処分に係る営業所の名称及び所在地
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由及び根拠法令
- (7) 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第5条 公表は、別記様式の警備業・探偵業行政処分簿を長崎県警察警務部広報相談課情報公開センターに備え付け、及び長崎県警察のホームページに掲載することにより行うものとする。

第6条 長崎県公安委員会が営業停止命令を行った場合において、公表対象処分を受けた者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会（以下「管轄公安委員会」という。）が他の都道府県公安委員会であるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、当該処分の内容を通知するものとする。

2 他の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った場合において、管轄公安委員会が

長崎県公安委員会であるときは、当該他の都道府県公安委員会からの通知に基づき、前2条の規定に準じて公表を行うものとする。

(公表の期間)

第7条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して3年間とする。

(細目の委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、法の運用に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成24年9月18日から施行する。

附 則 (平成27年長崎県公安委員会規定第2号)

この規程は、平成27年3月13日から施行する。

附 則 (令和6年長崎県公安委員会規定第4号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

被 処 分 者	認定・届出書の受理番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。